

令和7年第2回定例会（6月19日召集）

○質問 上杉達則議員「当麻町の人口減少と対策」

当麻町の人口は、昭和30年の14,226人をピークに、年々、減少傾向にあり、直近では6,000人を割り込んでいます。当町だけではなく、全国的に人口減少は進んでいて、各方面で対策が講じられているところです。

当町でも、人口の自然減が続いているものの、近年では定住・移住促進を目的とした分譲地を造成し、人口の社会増につながる政策が一定の効果を上げていますが、その分譲地も残り少なくなっています。

持続可能なまちづくりを進めるうえで、どのような施策を考えているのか、次の分譲地の造成を考えているのか、伺います。

○答弁 村椿哲朗教育長

上杉議員のご質問にお答えします。

人口減少問題につきましては、日本全体の課題であり国では、様々な施策を実施しており、本町におきましても、第6次当麻町総合計画のまちづくりテーマとして「人・夢・心がつながるまちとうま」を掲げ、安心して暮らせるまちづくりを実施しております。

宅地造成事業であります。当麻町土地開発公社が実施主体で、令和4年度より「ハートフルタウンとうま第2期」61区画を分譲し、現在、残区画は4区画となっております。町外からの購入者が6割ほどとなっており、人口増の一定の成果を上げております。

持続可能なまちづくりの住宅施策としまして、既存の団地など空き家が存在する状況のなかで、空き家を解体して町産木材を活用し住宅を新築する方に「未来へつなぐ宅地循環促進事業」を令和3年度から実施し5件の方に利用していただいております。人口減少に伴う空き家件数は、今後においても増加していくものと考えており、管理されない空き家を減らし、新たな空き家をつくらないために、本年度より地域活性化起業人制度を活用して空き家の活用や移住施策について推進しております。

空き家の把握・相談から利活用に繋げ、住宅建設希望者や移住希望者へのマッチングを行うことにより、まちの賑わいや市街地の空洞化など対策を実施しており、大規模な宅地造成は考えておりませんので、ご理解願います。

○質問 西川泰弘議員「冬季間に於ける防災避難訓練の実施について」

平成30年の胆振東部地域を襲った最大震度7の地震と、それに端を発した、全道全域に及んだ大規模停電は、本町に於いても2日間にわたる停電を経験し、現在も鮮明に記憶に残っているところであり、厳冬期でなかったことが救いでありました。

本町は平成 31 年に地域防災計画を改定し洪水ハザードマップを改定、現在、その内容や災害時の対応等の説明について町民に向け防災研修を実施されており、更に令和 5 年には地域防災拠点施設防災備蓄保管倉庫が完成するなど、災害時に備えた体制確立が進められ、町民の防災意識向上に取り組まれているところであります。

しかし本町では、今日まで公な防災避難訓練は実施されておられません。防災研修と共に実際に防災避難訓練を実施する事で、実施しないと気付かない具体的な避難方法、避難所での生活などでの様々な問題点や課題が浮き彫りにされてくるものと考えます。昨今は高齢者や一人暮らしの方々、支援を要する方々が増えており、避難時の支援方法等対応の仕方についても具体的に見えてきて、実際の災害時にも円滑な避難誘導支援等につながると思います。

まずは一度、防災備蓄保管倉庫の各防災グッズや非常食等を使用し、厳冬期の停電を想定した冬季間防災避難訓練を実施されてはと思いますが町長の考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

西川議員のご質問にお答えします。

防災避難訓練を実施するには、地域防災計画に定める対策に沿った、実効性のある訓練とする必要があると考えており、まずは、住民の防災意識の向上を目的に、令和 4 年度より、各行政区に対し、防災研修の開催を呼びかけ、開催の要望があった行政区には、町総務課職員である防災監が出向き、丁寧に説明を行っている所であります。

この研修は図上訓練と位置づけ、災害が発生し住民が避難をする際には、誰と、どの手段で、どういう経路で避難をするのかを考えていただき、また、避難行動に必要な、自主防災組織の重要性を認識し、住民それぞれの役割分担に基づき行動をすることで、「自助」、「共助」の考えによる、住民の多様性や主体性に沿った避難行動がとれるものであります。

年 1 回、毎年度、防災研修を実施していただけるよう、行政区に呼び掛けているところでありますが、現在までに、6 行政区での研修実施にとどまっている状況であり、まずは 1 回目の開催を、1 回開催したら、2 回目、3 回目の開催をしていただくよう、今後も呼び掛けていく必要があります。

議員よりご提案のあった、冬季間における防災避難訓練の実施についてであります。冬季は夏季に比べ、視界不良、路面凍結、寒冷等の状況が付加され、夏季避難行動の応用的な訓練となることから、夏季における避難行動を習得後、冬季の訓練については、検討すべきものと考えます。

また、防災避難訓練の実施については、モデル地区として、特定の行政区での実行動訓練を実施し、そこで得られた成果や課題を生かし、規模を拡大していく、スモールスタートの手法も有効であると考えられます。

避難行動は、段階的な訓練による成果の積み上げであります。図上訓練から実動訓練へ、避難時の炊き出し、避難所開設、備蓄品提供に対応する職員の資質向上、一つ一つを積み上げていくことで、災害時における対応力の向上、被害の軽減に繋がるものと認識しております。

実行動を伴う訓練を行う際には、参加する住民の理解が必須であります。住民参加型の訓練の実施による災害対応への実効性向上を目指し、今後においても、意識啓発を継続してまいりますのでご理解願います。

○質問 加藤 功議員「新聞報道による水道料金について」

北海道新聞（２０２５年１月１０日付）で発表された一般社団法人水の安全保障戦略機構の試算によると、道内で想定される水道料金の値上げ率が高い自治体はトップが当麻町で、２０４６年度までに値上げ率が２７４％で１万７，１５６円と試算されています。

町では２０１９、２０２０年で１５億円かけて浄水場を更新したことが数値を押し上げられた要因とみているようです。

道新の取材に担当課長は、「機械的なシュミレーションで数字が独り歩きすると誤解を与える、町民の負担となる値上げは簡単にできない」とコメントしています。

今後、水道管の更新も必要となり、水道事業維持のための料金の値上げは避けられない状況だと考えます。

しかしながら、町民の生活は、物価の高騰、長年にわたって賃金が上がらず、年金は減り、消費税増税と社会保障の負担増が繰り返され、苦しくなっています。

水道料金値上げを抑制するための対策を考えておられるのか町長に伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

加藤議員のご質問にお答えします。

一般社団法人「水の安全保障戦略機構」などが公表した、２０４６年度時点で水道事業が赤字にならないための料金値上げが必要な事業体数、改定料金額、値上げ率などの試算値を基に、本年１月１０日発行の北海道新聞に水道料金値上げに関する記事が掲載されました。

記事によりますと、道内で水道事業を担う８９の事業体のうち、８８の事業体が今後約２０年間で水道料金の値上げを迫られる可能性があり、２０４６年度時点での値上げ率が高い上位１０事業体が公表されたものであります。

その中でも、本町は値上げ率が道内最高の「２７４％」と報道されており、記事を目にされた多くの町民の方が不安に感じられていることとご推察いたします。

報道にありました値上げ率の試算に使用された基となりますデータは、公益財団法人日本水道協会発行の「水道統計」における、令和元年度、２年度、３年度版数値による経営状況からの費用試算と、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口」による収入試算が基となっております。

本町では、平成３０年度及び令和元年度の２カ年事業で約１５億６００万円を投じて浄水場を整備しており、そのうち令和元年度では約１０億７千３００万円の決算であり、財源としては、国・

道からの補助金で約2億3千130万円、企業債の借入で4億2千40万円、一般会計からの繰入で約4億2千50万円となっております。

また、「日本の地域別将来推計人口」では、2046年度時点での当麻町の人口が3千850人と推計されており、現人口の4割程度、減少すると見込まれております。

「値上げ率の試算データを使用した年度の直近で大規模投資を行った場合は、値上げ率が大きくなるなど、実態を反映しない場合がある。」とのことを前提に、新聞報道されてはいるものの、本町にとりましては、まさしく、機械的に試算された数字が一人歩きしており、町民の方々に誤解を与えている状況であると考えております。

値上げ率が「274%」と大きくなった要因としましては、令和元年度から3年度までの平均値が引用されており、本町では大規模事業を行った期間でもあります。

通常年であれば、1億から3億円弱の事業費のところ、試算数値では、年平均、5億から6億円程度の建設改良費が設定されていると思われ、更には、2046年度までの間、毎年度4%の物価上昇が上乗せされた費用算出であります。

建設改良費が高く設定されたことにより、翌年度からの施設管理に関する費用のうち、減価償却費、施設修繕費や、企業債償還利息額などが機械的に計算され、現状と比べ相当額の乖離が生じてくることとなります。

要因の二つ目は、人口減少率を見込んだ水道料金収入の減少であります。本町は約4割程度、人口減少が進むと仮定した試算であります。社会増を目指して様々な事業を展開している本町といましては、今後20年間ににおける人口減は不透明な部分が大いにあると考えております。

三つ目の要因としましては、水道事業は元来、「独立採算制」で運営されるべき会計のため、国庫及び他会計からの補助金収入を「ゼロ」として試算されております。

以上、三点の大きな要因があり、値上げ率「274%」との報道がされましたが、値上げ率算定において、不確かな部分が非常に多いものであると考えております。

しかしながら、現状として、老朽化した配水管など、計画的な施設改修を行わなければならないことも事実であります。

健全な事業経営を長期的に行っていくためには、議員ご指摘のとおり水道料金の値上げは避けては通れない事案であり、現在の水道料金は令和2年度の改定から5年が経過し、見直しの検討が必要となる時期でもあります。

料金改定を行う際には、社会情勢を注視し、中・長期的な視点での経営運営を基本にコスト抑制に努め、更には、高料金対策として一般会計からの補助金を入れて水道事業の健全経営を行い、町民皆様の急激な負担増にならないよう最大限配慮するとともに、改定時期を見極めて参りたいと考えておりますのでご理解願います。

○質問 加藤 功議員「ハラスメントについて」

大きな社会問題となっているハラスメントは、身体的・精神的な攻撃とともに、過大な仕事を与える、過小な仕事しか与えない、人間関係から切り離す、上下関係に乗じて支配しようとする、私的な事に過度に立ち入るなど、様々な形態で人を傷つけ、痛めつけ、うつ病や退職に追い込んだり、命さえ奪ったりすることもあり、決して許されない行為です。

町においても、ハラスメントにより早期退職者が出るなどの事例もありました。

この問題は自治体労働者だけの事ではなく、町内の事業所でもハラスメントという人権侵害があるとすれば、町として関係機関とも相談し、働きやすい職場環境をつくってあげることも行政の仕事の一つでもあります。

町長のハラスメントに対する認識を伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

加藤議員のご質問にお答えします。

職場におけるハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけるだけでなく、職場環境を害し、就業意欲の低下や、人間関係の悪化を招くことが危惧されるものであり、議員ご指摘のとおり、決して許されない行為であり、ハラスメントが発生しづらい職場づくりをすることは、大変重要なことであります。

国では、労働施策総合推進法において、パワーハラスメント防止措置として、国、事業主、労働者の責務を明記しており、本町においても、職場におけるハラスメント発生防止のため、雇用管理上、講ずべき措置義務の適用を受けています。

これにより、町では「当麻町役場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」を策定し、職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の防止及び排除のため、職員一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、対等なパートナーであることを意識し、所属長及び職員のハラスメント防止のための責務、相談または苦情等に対応する「相談等窓口」及び「ハラスメント防止対策委員会」の設置、プライバシーの保護、加害者に対する懲戒処分等の措置について、要綱を定め、毎年、全職員へ周知をしているところであります。

また、ハラスメントに関しては、大きな社会問題となっている「カスタマーハラスメント」対策についても、雇用管理上の措置義務とするよう、法改正の議論が、国で行われている所であり、職員を守るための措置が、今後必要となる見込みであります。

良好な職場環境をつくることは、より良い住民サービスにも直結することであることから、今後においても不断の努力を行い、働きやすい職場づくりにつとめてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。